

東京慈恵会医科大学附属柏病院 適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者・家族等と医師をはじめとする医療従事者が、最善の医療・ケアを作り上げていくため、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とし、医療・ケアを進める。

2. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受けるご本人が多専門職種で構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、ご本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めます。
- (2) ご本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームにより行い、本人との話し合いを繰り返し行います。
- (3) ご本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、ご家族等の信頼できる者も含めて、ご本人との話し合いを繰り返し行い、また、この話し合いに先立ち、ご本人は特定のご家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくものとします。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
- (5) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和しご本人・ご家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。
- (6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象ではありません。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとします。

- (1) ご本人の意思の確認ができる場合
 - ①ご本人による意思決定を基本とし、ご家族等も関与しながら厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、各職種から構成される医療チームが協力し、医療・ケアの方針を決定します。
 - ②時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、ご本人の意思は変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行います。また、このとき、ご本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、ご家族等も含めて話し合いを繰り返し行うものとします。
 - ③このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめます。
- (2) ご本人の意思の確認ができない場合

ご本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行います。

 - ①ご家族等がご本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善

の方針をとります。

②ご家族等がご本人の意思を推定できない場合には、ご本人にとって何が最善であるかについて、ご本人に代わる者としてご家族等と十分に話し合い、ご本人にとっての最善の方針をとります。また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行います。

③ご家族等がない場合及びご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、ご本人にとっての最善の方針をとります。

④このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめます。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)及び(2)の場合における方針の決定に際し、

①医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

②ご本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

③ご家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合などについては、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、臨床倫理コンサルテーションチームを加えて、方針等についての検討及び助言を行います。

附 則

この指針は、2024年10月1日から施行する。

東京慈恵会医科大学附属柏病院 病院長